

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第七号から第十号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 信用取引</p> <p>六 「略」</p> <p>七 「略」</p> <p>八 「略」</p> <p>九 「略」</p>	<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第六号から第九号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>八 「同上」</p>

十|| 「略」

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十五条 「略」

2 「略」

3 令第二十六条の四第六項において準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一|| 第九条の三第三項各号(第五号を除く。)に掲げる取引

二|| 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)に該当しない者が行う信用取引(売付けの数量が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 「略」

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日における指定有価証券の取引が終了するまでに令第二十六条の五第一項各号(同条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計(第九条の三第一項各号(第一号、第八号及び第十八号を除く。)、第二項各号(第一号、第四号、第六号及び第七号を除く。))若しくは第三項各号(第一号、第五号及び第七号を除く。))又は第十五条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第

九|| 「同上」

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 令第二十六条の四第六項において準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、第九条の三第三項各号に掲げる取引とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 「同上」

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日における指定有価証券の取引が終了するまでに令第二十六条の五第一項各号(同条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計(第九条の三第一項各号(第一号、第八号及び第十八号を除く。))、第二項各号(第一号、第四号、第六号及び第七号を除く。))若しくは第三項各号(第一号及び第六号を除く。))又は第十五条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる取引として

二号に掲げる取引として行った指定有価証券の数量の合計を除く。  
（のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。）

3 「略」

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

「三」十四 略

「2」4 略

行った指定有価証券の数量の合計を除く。（のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。）

3 「同上」

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 「同上」

一 「同上」

二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

「三」十四 同上

「2」4 同上

<p>(公開買付け等に係る規制の適用除外) 第六十三条 法第六十七号第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合</p> <p>〔三〇三四 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>(公開買付け等に係る規制の適用除外) 第六十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合</p> <p>〔三〇三四 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。